



平成24年度 高齢者を支える 法定成年後見制度活用支援事業の報告をします。

成年後見制度の 申立てについて

地域において高齢者が安心して生活するためには、必要な時に必要な支援を受けることがなにより大事になってきます。

特に判断能力の低下した認知症の高齢者等においては、悪徳商法の被害にあう危険性があったり、介護が必要となったときの相談窓口がわからない、介護サービスを利用したいときに契約能力が低下しているため、利用できない可能性もあります。

このような場合、成年後見制度を利用することにより大事な財産を守ることができ、また、福祉サービスが必要となったときには、後見人が本人に代わって契約し、利用することも可能です。

権利擁護の一環として成年後見制度の活用が望まれますが、この制度を利用するためには、まず家庭裁判所に後見等制度開始の申立てを行う

ろであり、今回の研修を業務に活かしたいと思えます。」

等の意見がありました。課題はありますが、今後市町村でも体制整備が進んでいくと思われれます。

「成年後見制度実務研修」

すでに受任して活動をしている弁護士、司法書士、社会福祉士や税理士、行政書士、社会保険労務士、精神保健福祉士等の有資格者、また市町村社会福祉協議会の権利擁護にかかわる職員を対象に広く呼びかけ、認知症高齢者等の支援を必要とする高齢者の後見人として実際に活動していたため、成年後見制度手続き等のほか、介護保険制度や虐待等の高齢者を取り巻く制度や問題等に関する実務研修を開催しました。5日間11教科の研修に延べ308名の受講参加がありました。

テーマを5つ設け(テーマ1「成年後見制度の概要について」、テーマ2「申立手続や成年後見人の実務について」、テーマ3「認知症高齢者等の理解について」、テーマ4「介護保険制度、身上監護について」、テーマ5「財産法、家族法について」)、受講したい講義を受けていただくスタイルで行いました。

必要があります。しかし、申立て者がいないと家庭裁判所に申立てることができず、制度利用が難しくなります。

身寄りのない高齢者や、身寄りがあっても、親族が申し立てる意思がない場合は、市町村長が申立てをすることにより、成年後見制度を利用することが出来ます。

「高齢者を支える法定成年後見制度活用支援事業」の概要

「高齢者を支える法定成年後見制度活用支援事業」は24年度、県からの委託を受け実施した事業です。

今後、さらに申立てが増えていくことが予想されますが、申立てができて、成年後見人として受任する人(受け手)がいなければ、成年後見制度を利用することができません。そこで、申立てを行う側、また成年後見人として受任する側の両方に対し支援できるように、市町村への支援、研修等に取り組みました。成年後見開始等の審判の申立てが

例えば、福祉の専門職だと、福祉関係の分野には強いけれども、法律の分野については、学ぶ機会が少ない、逆に法律家等の専門職だと、福祉分野を学ぶ機会が少ないこともあり、アンケートでは、「今後このような研修の実施をお願いしたいと思えます。」

「今回の研修は相対的に有意義で役に立つと思えます。」

「普段の業務ではなかなか聞くことができない内容で、大変ありがたかったです。」

との意見をいただきました。

今後このような研修や支援を通じて成年後見制度の普及の一助になれるように取り組んでいけたらと思います。



できる市町村に対する支援として、

- ①「市町村長申立ての手引」の作成
市町村職員、地域包括支援センターの職員を対象に
- ②「成年後見制度の活用や手続きに関する実務研修」
司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等の有資格者、市町村社会福祉協議会の権利擁護にかかわる職員を対象に
- ③「成年後見制度実務研修」
を行いました。

「市町村長申立ての手引」の作成

平成23年の市区町村長申立て件数は3680件で申立人全体の約11.7%になっており、(平成22年は3108件)増加しています。

宮崎県では33件の申立てがありましたが、まだ申立てを行ったことのない市町村もあり、活用していただけるよう手引を作成したものです。

日常生活自立支援事業の 事業実施体制について

日常生活自立支援事業の 概要

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように、福祉サービスを利用する際の手続きの援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを契約に基づいて行う事業です。

事業実施体制

宮崎県社会福祉協議会が実施主体として行う事業ですが、具体的に対象者と契約して援助業務を行うことについては、市町村社会福祉協議会に事業を委託して行っております。

(平成22年度までは県内7つの市社会福祉協議会に委託して広域の対応を行っていましたが、利用者に身近な事業の実施を行うため、3か年の移行期間を設けて、平成25年度から県内全市町村社会福祉協議会で実施することとしました。)

「成年後見制度の活用や 手続きに関する実務研修」

県北、県央、県南の3地区で行い、103名の参加がありました。研修では、弁護士より「市町村における成年後見制度の利用促進について」講義をいただきました。

その後、高齢者・障がい者支援課より市町村長申立ての手引の内容説明をしたあと、実際に申立てをしたことのある市町村(延岡市・宮崎市・串間市)より「申立ての実務」について詳しく説明をしていただきました。

参加された市町村職員、地域包括支援センターの職員アンケートでは、「今まで関連性がわからず頭の中で整理がつかなかったことがよくわかりました。ありがとうございました。」

「成年後見制度の支援措置は必要だとわかっていても、なかなか取り組めていないという現状でしたが、後見制度の相談を受け予算化したとこ

業務委託先市町村社協一覧	えびの市社会福祉協議会 ☎ (0984)35-2800	川南町社会福祉協議会 ☎ (0983)21-3802
宮崎市社会福祉協議会 ☎ (0985)52-5131	国富町社会福祉協議会 ☎ (0985)75-6267	都農町社会福祉協議会 ☎ (0983)25-0048
都城市社会福祉協議会 ☎ (0986)25-2123	綾町社会福祉協議会 ☎ (0985)77-3066	門川町社会福祉協議会 ☎ (0982)63-7210
延岡市社会福祉協議会 ☎ (0982)32-6555	三股町社会福祉協議会 ☎ (0986)52-1246	美郷町社会福祉協議会 ☎ (0982)68-2900
日南市社会福祉協議会 ☎ (0987)31-1552	高原町社会福祉協議会 ☎ (0984)42-2230	諸塚村社会福祉協議会 ☎ (0982)65-0375
小林市社会福祉協議会 ☎ (0984)23-5172	高鍋町社会福祉協議会 ☎ (0983)22-4076	椎葉村社会福祉協議会 ☎ (0982)67-2275
日向市社会福祉協議会 ☎ (0982)52-2572	新富町社会福祉協議会 ☎ (0983)33-4213	高千穂町社会福祉協議会 ☎ (0982)72-3663
串間市社会福祉協議会 ☎ (0987)72-6943	西米良村社会福祉協議会 ☎ (0983)36-1212	日之影町社会福祉協議会 ☎ (0982)87-2680
西都市社会福祉協議会 ☎ (0983)43-4613	木城町社会福祉協議会 ☎ (0983)32-2114	五ヶ瀬町社会福祉協議会 ☎ (0982)82-1520